

特定非営利活動法人札幌こころ・こむ定款

第1章 総 則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人札幌こころ・こむと称する。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、働く意欲のある障がい者が自立し、より安定した日常生活が得られるように就労の機会を提供し、その生産活動などの機会から必要な知識の習得、適性にあった能力向上を図れるよう訓練や便宜等を図る活動をする。

これら活動をもって、地域社会への参加を促進し、自己実現の支援、そして障がい者の福祉向上に寄与することを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人はその目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業）

この法人はその目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)特定非営利活動に係る事業
 - ①障害者支援事業
 - ②障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
 - ③障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業
 - ④障害者総合支援法に基づく相談支援事業
 - ⑤前各号の事業に附帯する事業
 - (2)その他の事業
 - ⑥物品の斡旋及び販売
 - ⑦役務の提供
 - ⑧障がい者等への情報化促進と技術支援
- 2前項のその他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、利益を生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。.

第3章 会 員

第6条（種類）

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し加入した事業に協力する個人、法人及び任意の団体

第7条（入会）

この法人に、会員として加入しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。加入の承認は、理事会が行う。

第8条（会費）

会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2 前項に関し必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

第9条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会したとき。

(2)死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)除名されたとき。

第10条（退会）

この法人を、退会しようとする者は、理事長に退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この法人の定款又は規則に違反したとき

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条（会費等の不返還）

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員等

第13条（役員）

この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3名以上6名以内

(2)監事 1名以上2名以内

2理事のうち1名を理事長とする。

第14条（役員の選任）

役員は、総会において選任する。選任の方法は総会の議決を経て別に定める。

2理事長は、理事の互選により決定する。

第15条（役員の職務）

理事長はこの法人を代表し、その活動をとりまとめる。

2理事は理事長を補佐し、業務を執行する。

3監事は、法第18条に定める職務を行う。

第16条（役員の任期）

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員の任期は任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。

3補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

4役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

第17条（欠員の補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（役員の解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第19条（役員の報酬）

役員には報酬を支給しない。ただし、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

2役員には費用を弁償することができる。

3前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事会が別に定める。

第5章 会議

第20条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第21条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

2理事会は、理事をもって構成する。

第22条（権能）

総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業の活動計画、活動予算、活動報告及び活動決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1)総会の議決した事項の執行に関する事項

(2)理事会として総会に付議する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第23条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認めるとき。

(2)正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(3)法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

3理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めるとき。

(2)理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(3)監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

第24条（招集）

会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2理事長は、前条第2項第1号及び第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日

から14日以内に会議を招集しなければならない。

3会議を招集する場合は、正会員又は理事（以下「構成員」という）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第25条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。理事会の議長は理事の中から選出する。

第26条（定足数）

会議は、構成員の総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第27条（議決）

会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条（表決等）

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2前項の場合において、書面又は電子メールによる表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

第29条（議事録）

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)会議の日時及び場所
- (2)構成員の総数
- (3)会議に出席した構成員の数及び、理事会にあってはその氏名（書面又は電子メールによる表決者及び表決の委任者を含む。）
- (4)審議事項
- (5)議事の経過及び議決の結果
- (6)議事録署名人の選任に関する事項

2議事録には、議長及び出席した構成員の中から選任された2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

第30条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)会費
- (2)寄附金品
- (3)財産から生ずる収益
- (4)事業に伴う収益
- (5)その他の収益

第31条（資産の管理）

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第32条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第33条（会計及び決算）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2 活動決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

第34条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第35条（その他の事業の会計）

その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第7章 解散、合併及び定款の変更

第36条（解散及び残余財産の処分）

この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

第37条（合併）

この法人が合併をしようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けて効力を得る。

第38条（定款の変更）

この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得て変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を受けて効力を得る。

第39条（公告）

この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行うとともに、官報に掲載して行う。

第8章 雜 則

第40条（雑則）

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 斎藤 政美

理 事 山本 正思

理 事 金城 邦子

監 事 相高 周三

設立当初の役員の任期は第16条第1項の規定にかかわらず、第1回通常総会までとする。

3. この法人の設立当初の事業年度の事業・活動計画及び活動予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4. この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から平成27年3月31日までとする。

5. この法人の設立当初の入会金および会費は第8条の規定にかかわらず次の額とする。

ア 正会員入会金 0円

イ 正会員会費 1000円（年額）

ウ 賛助会員入会金 0円

エ 賛助会員会員 0円（年額）